			・協会員であることを示す、協会員番号及び貸金業協会マークを表示

※　文字の大きさは、最低15インチのディスプレイを使用した場合を基準とする

⑵　「啓発文言」については、過剰借入れへの注意喚起を目的とし、以下の事項を要素とした文言を表示する。（規則第46条第１項）

①　契約内容の確認（文言例　契約内容をご確認ください）

②　使い過ぎ借り過ぎへの注意喚起（文言例　収入と支出のバランスを大切に）

③　計画性のある借入れ（文言例　無理のない返済計画を）

⑶　⑵で定める事項を表示するにあたっては、次の事項に留意する。（規則第46条第２項）

①　貸付条件表示と別に単独で表示すること。

②　啓発文言を表示する際、とりきり表示とし、露出秒数を15秒広告の場合は、1.5秒以上とし、30秒広告の場合は2.0秒以上とする。

③　啓発文言表示は、ゴシック体にて18級以上とし、社名表示はＣＩ文字を使用せず15級以下とする。また、その他付随する文言を表示する場合は８級とする。

⑷　「表現内容」については、以下の事項に留意する（規則第47条）

また、法第16条各項に規定されている誇大広告に抵触しないようにし、基準Ⅲ、基準Ⅳで定める事項を遵守する。

①　安易な借入れを助長する表現、又はその疑いのある表現を排除すること。

②　ホームページアドレスを表示する場合、当該ホームページ内には、定められた啓発文言の表示があること。また、当該ホームページ内に返済シミュレーションを備えること。

③　同一内容の15秒ＣＭを２回続けて放送する、いわゆる２段積み放送は行わないこと。

⑸　「放送時間帯、総量及び放映番組」については、以下の事項に留意する。（規則第48条）

①　以下に定める児童・青少年に配慮する時間帯には原則として放送を行わないこと。

イ　７時～９時

ロ　17時～22時

②　全国の放送局で選定する「青少年に見てもらいたい番組」への放送は行わないこと。

③　ギャンブルを主体とした番組への提供は行わず、また、当該番組前後へのスポットＣＭについても配慮すること。

④　以下に定める放送量範囲での放送とすること。（地上波放送に適用）

イ　各放送エリアにおける放送総量：月間100本以内とし（15秒＝１本換算）、22時から24時の時間帯の放映数上限は50本とすること。

ロ　前号に規定する放送エリアについては、次に掲げる場合を除いて一道県を１放送エリアとする。

⑴　関東放送エリアは、１都６県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県）とする。

⑵　近畿放送エリアは、２府４県（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県）とする。

⑶　東海放送エリアは、３県（愛知県、岐阜県、三重県）とする。

⑷　九州放送エリアは、２県（福岡県、佐賀県）とする。

⑸　鳥取・島根放送エリアは、２県（鳥取県、島根県）とする。

⑹　岡山・香川放送エリアは、２県（岡山県、香川県）とする。

３．新聞、雑誌及び電話帳広告（個人向け無担保無保証貸付）に関する遵守事項等

⑴　「貸付条件等の表示」については、規則第53条第１項で定めている以下の①～⑤の事項を施行規則第12条第３項で定めているとおり「明瞭かつ正確」に表示する。

①　法第15条及び施行規則で定める事項

イ　【貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号】

商号の表示にあっては、株式会社を「㈱」、有限会社を「㈲」と省略して表示することを妨げない。

ロ　【貸付けの利率】

法第14条第１項に規定するもの。当該貸付けの種類における年率を百分率で少なくとも小数点以下１位まで表示し、また上限の率を表示する。なお、実質年率と表示しても差し支えないものとする。

ハ　【返済の方式並びに返済期間及び返済回数】

「返済の方式」については、一括返済方式、元利均等返済方式、元金均等返済方式、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式、自由返済方式及びその他の方式の別を表示する。

「返済期間」及び「返済回数」については、返済の方式に応じてこれを表示する。

ニ　【賠償額の予定（違約金を含む。以下同じ。）に関する定めをする場合における当該賠償額の元本に対する割合】

その年率を、百分率で少なくとも小数点以下１位まで表示したものに限る。

「賠償額」の表示において、期限前償還の違約金の定めがあるときはこれを別記する。

「賠償額」の割合の表示において、遅延損害金の割合が貸付利率と同率であり、かつ、資金需要者等の誤解を招くおそれがない場合は、「同率」と表示することを妨げない。

ホ　【担保を供することが必要な場合における当該担保に関する事項】

「担保に関する事項」については、主な担保の種類及び保証人の要否を表示する。

ヘ　ホームページ又は電子メールアドレスを表示する際は、貸金業者登録簿に登録されたものを表示し、また、同登録簿に登録された電話番号も併せて表示する。

②　貸金業協会考査承認番号

③　協会員番号

④　貸金業協会マーク

⑤　協会で指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口（掲載の際は罫線で囲むこと。）

⑵　前項で定める事項を表示するにあたっては、次の事項に留意する。

①　前項①～③及び⑤の表示に際しては、文字級数を９級以上とする。

②　前項②の「貸金業協会考査承認番号」を表示する際は「日金協考査承認番号000000」（番号は６桁）と表示するものとするが、広告スペースの関係等やむを得ない理由がある場合は「日金協承認000000」と省略しても差し支えないものとする。

③　前項③の「協会員番号」を表示する際は、「日本貸金業協会会員第000000号」（番号は６桁）と表示するものとするが、広告スペースの関係等やむを得ない理由がある場合は、「日金協000000」と省略しても差し支えないものとする。

④　前項④の貸金業協会マークを表示する際は、視認性が確保される程度の大きさとして、縦４㎜×横４㎜以上とする。

⑤　前項⑤の「協会で指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口」の表示の記載例としては以下のとおりであるが、全ての記載要件を満たす場合は、このレイアウトに限定するものではない。

〈記載例（※）〉

返済等でお悩みの方は
日本貸金業協会（相談・苦情受付窓口）0570―051―051
（受付時間９：00～17：30　休：土、日、祝日、年末年始）

※　視認性の確保のため罫線で囲む

⑥　広告スペースが全一段相当以下の面積である広告（※１）又は雑報広告（突き出し広告、記事中広告等を含む。）（※２）を出稿するにあたっては、前項②～⑤までの事項の表示は、協会員の任意とする。（規則第53条第３項）

※１．「広告スペースが全一段相当以下の面積である広告」とは、原稿のサイズが縦×横12,160㎟以下のものとする。（新聞紙全一段の面積が基準）

※２．雑報広告（突き出し広告、記事中広告等を含む。）とは、※１の基準を流用し、原稿のサイズが、縦×横12,160㎟より大きければ、雑報広告とはみなさない。